

人発1第43号
35. 4. 1
改正 人1第3915号
49. 9. 9
防人計第354号
19. 1. 9

各 幕 僚 長 殿

人 事 局 長

幹部自衛官名簿の補正

このたび、自衛官の順位に関する訓令が制定され、昭和35年4月1日から施行されたが、幹部自衛官名簿については、次の諸点に御留意の上運用願いたい。

- 1 幹部自衛官名簿は、毎年、1月1日現在で作成され、必要のつど補正されることとなったが、補正にあたっては、順位を新しく定め又は変更する場合以外は、防衛大臣の承認は必要としない。
- 2 補正の要領は、次によるものとする。
 - (1) 昇任者の登載は、任命の際の序列により昇任階級の末尾に加え、順次番号を付与することにより行い、この場合の昇任前階級の旧番号及び退職時の番号は欠番とする。
 - (2) 7月1日においては、1月1日から同日までの昇任又は退職により生じた欠番について整理する。
 - (3) 採用又は各自衛隊相互における異動の場合は、発令の際に登載番号を付与する。
- 3 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長は、幹部自衛官名簿について補正されたときは、通知により、幹部自衛官名簿配布先にその旨通報するものとする。